

○弘前市総合計画審議会条例

平成19年3月23日

弘前市条例第1号

改正 平成25年3月22日弘前市条例第1号

(設置)

第1条 本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）の策定に資するため、弘前市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、総合計画を審議する。

2 審議会は、総合計画について必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 弘前市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公共的団体等の役員及び職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

3 第2項第1号、第3号及び第4号に掲げる者のうちから委嘱された委員が、当該機関の職を失ったときは、委員の職を失うものとする。

4 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、審議会が新たに組織された場合の最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経営戦略部行政経営課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(弘前市報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)

2 弘前市報酬費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成18年弘前市条例第36号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成25年3月22日弘前市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

弘前市総合計画審議会開催予定等

12月18日 10:00~12:00	第1回弘前市総合計画審議会 ・ 諮問 ・ 第1章審議
1月15日 (予定)	第2回弘前市総合計画審議会 ・ 第2章審議
1月31日 (予定)	第3回弘前市総合計画審議会 ・ 第2章審議
2月18日 (予定)	第4回弘前市総合計画審議会 ・ 第3章審議
4月下旬	第5回弘前市総合計画審議会 答申 ・ パブリックコメント結果等を踏まえ答申案の確認
5~6月	弘前市議会に提案

弘前市経営計画(案)

平成 26 (2014) 年度 — 平成 29 (2017) 年度

はじめに

■ 子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前を目指して

市長挨拶文挿入



弘前市経営計画 目次

◆はじめに

◆本編

第一章 序論
1. 計画の概要
- 計画策定の趣旨・背景 5
- 計画の位置づけと基本方針 6
- 計画策定のプロセス 7
第二章 将来都市像とその実現に向けた戦略
1. これまでの市政運営の取組と成果 10
2. 社会経済の将来展望と今後の取組の方向性 12
3. 土地利用の基本方針 22
4. 弘前市の持つ地域資源 24
5. 弘前市の20年後の将来都市像（めざす姿） 27
6. 将来都市像の実現に向けた戦略 30
- 日本一をめざした長期的な重点戦略
- 基本戦略
第三章 経営計画に基づく地域経営の手法
第四章 事業展開プログラム

◆資料編

第一章

序論

1. 計画の概要
 - 計画策定の趣旨・背景
 - 計画の位置づけと基本方針
 - 計画策定のプロセス

1. 計画の概要

■ 計画策定の趣旨・背景

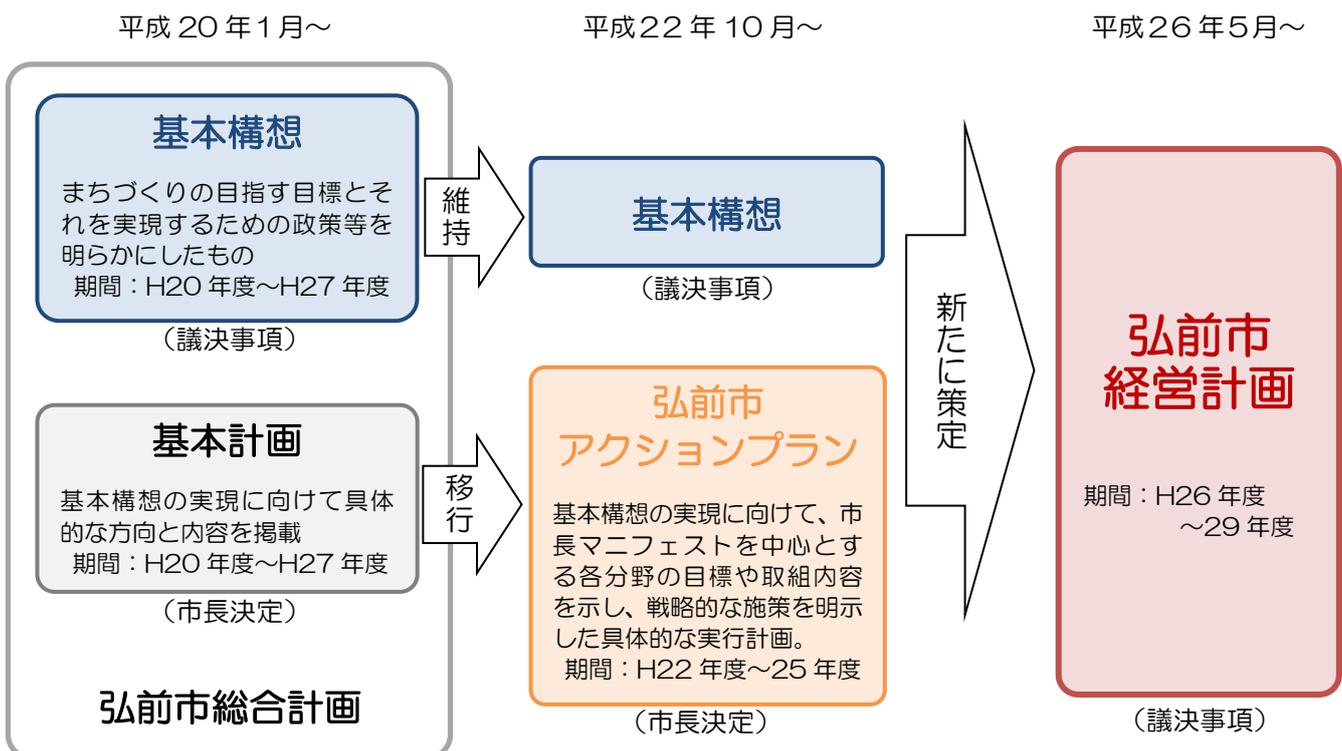
弘前市ではこれまで、平成 20 年度から平成 27 年度までを計画期間とした基本構想を定め、また、平成 22 年度からは平成 25 年度までを計画期間とする「弘前市アクションプラン」に基づき施策・事業を展開してきました。

しかく、基本構想策定の前提となった社会経済環境はここ数年で大きく変化しています。地方都市を取り巻く社会経済状況は厳しさを増し、急激に進む少子高齢化や人口減少、財政状況の逼迫により、地域の総合的な活力が低下していくとともに、グローバル化や高度情報化の進展、東京オリンピック開催に向けた首都圏への集中投資などにより、今後も激しい都市間競争が続いていくと予想されます。更に、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災をきっかけとして、災害対策に関する人々の関心や地域間連携の重要性もますます高まっています。

そこで弘前市では、このような変化に迅速に対応し、地域の持続的な成長・発展を実現するため、これまでの基本構想と「弘前市アクションプラン」に代わる地域づくりの新たな最上位計画として、「弘前市経営計画」を策定します。

「弘前市経営計画」は、20 年という長期的な地域づくりの目標を掲げつつ、機動的な地域経営を行う観点から、市長の任期と同様に平成 26 年度から平成 29 年度までの 4 年間を計画期間としています。また、市民ニーズや社会経済の変化等に柔軟に対応し、取組内容の継続的改善を図るため、PDCA サイクルによる進行管理を毎年度行うこととしています。

※20 年という期間は、計画策定時に誕生した子どもが成人するまでの期間を想定したものです。



■ 計画の位置づけと基本方針

■ 「地域経営」の実現の必要性

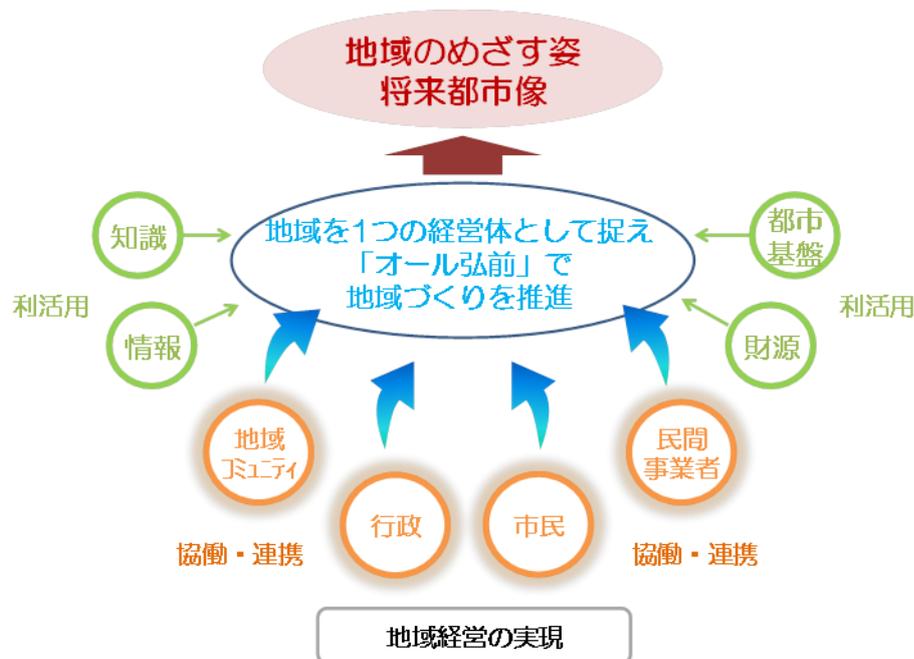
本市ではこれまで、行政のスピード感や政策の効果を重視した「経営型の行政運営」を行なうとともに、「対話と創造」によって市民ニーズを市政に積極的に反映させ、より市民満足度を高めるよう地域づくりに取り組んできました。

今後、社会経済の将来的な見通しが非常に厳しい中でも、地域を持続的に成長・発展させるためには、これまでの地域づくりの考え方をより進化させ、「地域経営」という考え方を実現していく必要があります。

「地域経営」とは、本計画では次のように定義しています。

「地域経営」の定義

行政だけではなく市民や地域コミュニティ、民間事業者等も含めた地域全体を1つの経営体として捉え、各主体が協力・連携し合いながら、地域の目指すべき具体的な目標や解決すべき課題を定め、その実現に向けて持ちうる資源を効果的・効率的に活用し、計画的に地域づくりを行なうこと



■ 本計画の位置づけ - 「地域経営型計画」 -

本計画は、弘前市における「地域経営」を実現するための計画、すなわち「地域経営型計画」として位置づけ、弘前市が克服すべき社会課題や地域づくりの目標（将来都市像）、それを実現するための行政や市民等による具体的な取組（戦略体系）を定めるとともに、地域づくりに関連する様々な情報を掲載しています。

「地域経営」を実現するためには、弘前市民憲章の理念を尊重し、各主体が、それぞれの価値観の多様性を認めつつも、目指すべき目標や関連する様々な情報を共有し、コミュニケーションを活発に取り合いながら地域づくりを行なうことが重要となります。そのため本計画は、各主体による地域づくりを行なう際の情報共有の道具として活用され、機能することが期待されています。

■ 計画の策定・運用における基本方針

本計画が「地域経営型計画」として機能するよう、次の5つの観点を本計画の策定・運用における基本方針として設定しています。

① 「オール弘前」による地域づくりの推進

行政、市民、地域コミュニティ、民間事業者等が協力・連携し、「オール弘前」による地域づくりを推進します。

具体的には、行政による施策・事務事業と併せて、市民や地域コミュニティ等が主体的に取り組む活動を「オール弘前スタートアッププログラム」として本計画に盛り込むとともに、計画全体の進行管理についても行政・市議会・市民が共に実施します。

② 最重要課題への挑戦

当市を始め各地が直面している重要課題に対して、積極的に挑戦し、様々な取り組みを行ない、その解決策を弘前から全国に発信していきます。

具体的には、地域に与える影響度や中長期的な取組の必要性から、「子育て支援」「健康づくり」「雪に強い街づくり」を特に重点的に推進すべき課題として設定し、予算や人員等の資源を優先的に配分する等により、その解決を図ります。

③ 情報分析力の向上

情報を重要な政策資源として捉え、効果的に活用することにより、計画の実効性や政策の質の向上を図ります。

具体的には、政策の立案・実行・評価・改善といった各プロセスにおいて、オープンデータ・ビッグデータの活用や統計情報の分析結果等を積極的に取り入れ、できるだけ定量的な分析に基づく政策の展開を図るとともに、情報分析力を向上させるための人材育成・仕組みづくりを推進します。

④ PDCA サイクルに基づく計画の継続的改善

毎年度、計画のPDCA サイクルを回すことにより、計画の継続的改善を図ります。

具体的には、計画に記載した各取組の進捗状況や現状を把握するための指標を設定し、それらを定期的にモニタリングすることにより、取組の成果やニーズを検証し、より効果の高い取組となるよう改善策を講じます。

⑤ 人事・財政との連動

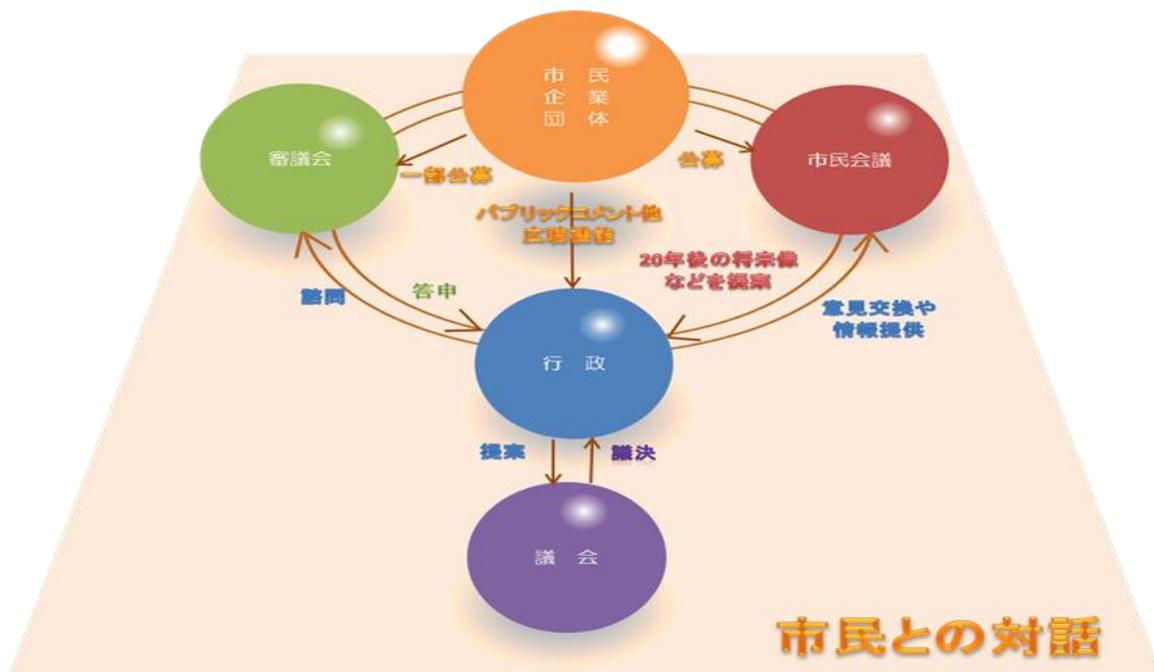
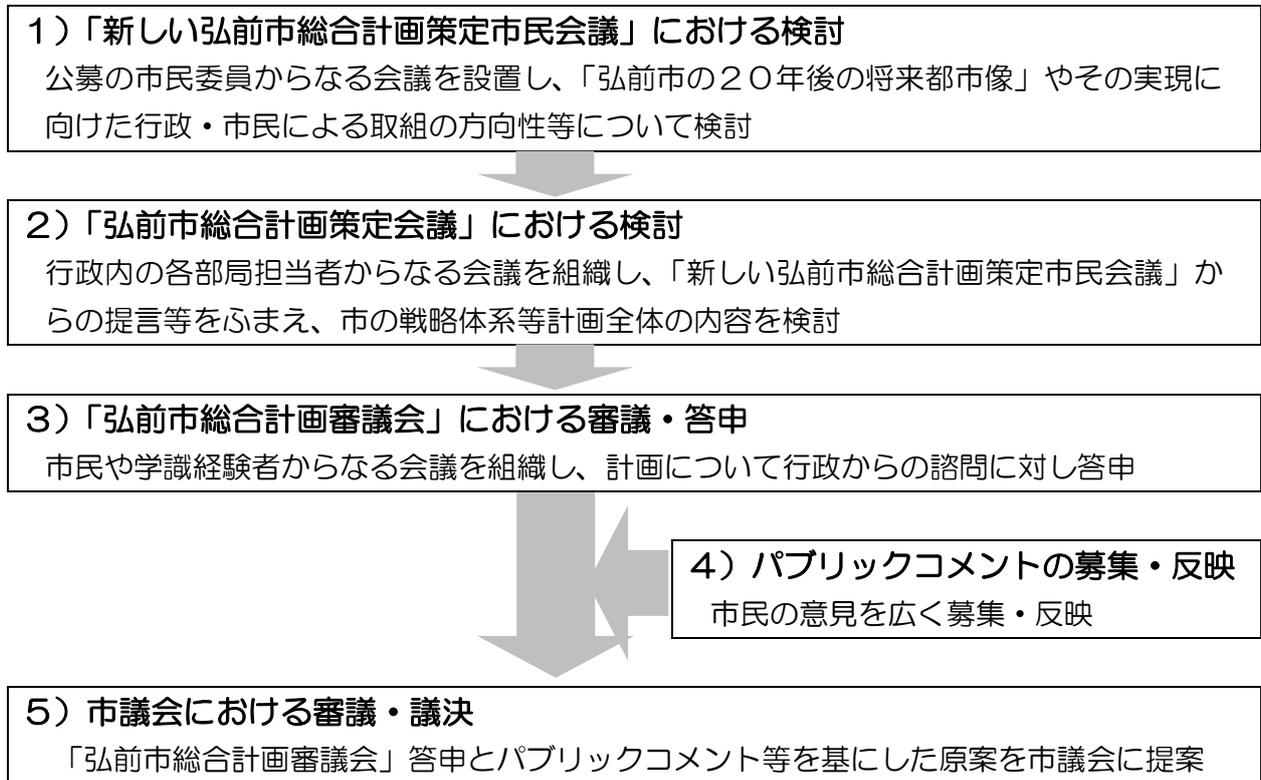
計画の立案・実行・評価・改善といった各プロセスにおいて、行政の人事組織・財政と連動させる形で運用を行います。

具体的には、行政の実施する各施策・事務事業の予算編成や、職員の人事評価、職員の配置編制は、本計画の評価・改善の結果に連動する形で実施することにより、一体的な政策推進体制の構築を図ります。

■ 計画策定のプロセス

本市ではこれまで、毎年の市政懇談会や世論調査といった広聴・広報活動を中心に、市民と行政による「対話と創造」を積極的に進め、市民の意見が市政に適切に反映されるよう努めてきました。

本計画は、こうした背景をふまえて、これまで以上に市民と行政が一体となった地域づくりを進めるため、次のようなプロセスを経て策定されています。



< 「弘前市経営計画」の策定プロセスの全体像 >

第二章

将来都市像と

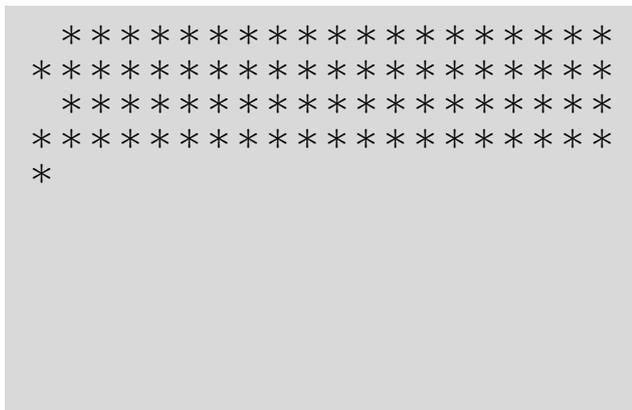
その実現に向けた戦略

1. これまでの市政運営の取組と成果
2. 社会経済の将来展望と今後の取組の方向性
3. 土地利用の基本方針
4. 弘前市の持つ地域資源
5. 弘前市の20年後の将来都市像（めざす姿）
6. 将来都市像の実現に向けた戦略
 - 日本一をめざした重点戦略
 - 基本戦略

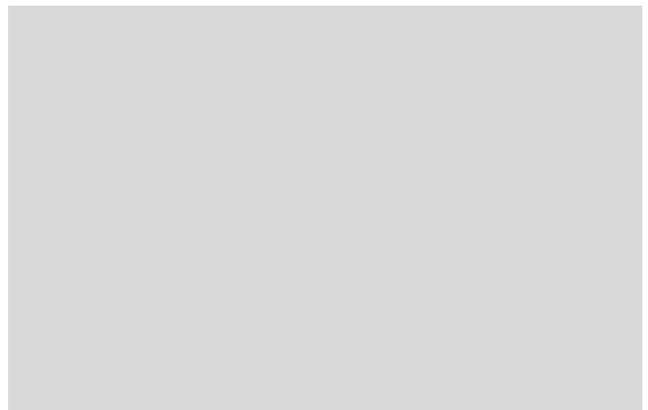
1. これまでの市政運営の取組と成果

■ 7つの約束に基づく取組と成果

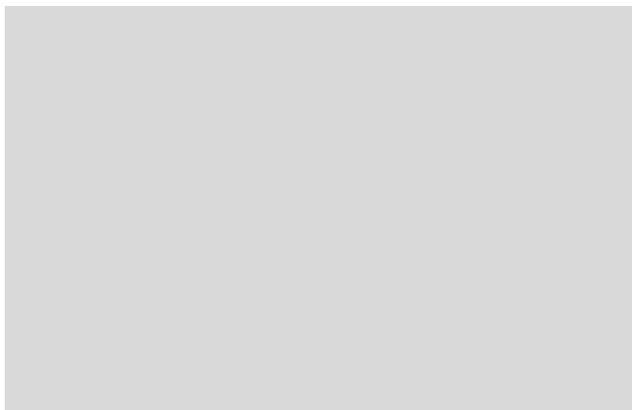
約束 1. 市民主権システムを実現します



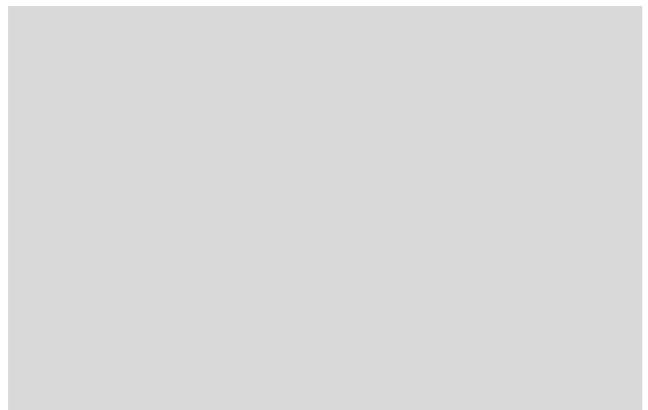
約束 2 - (1). ひろさき農業・産業おこしに取り組みます【農業振興】



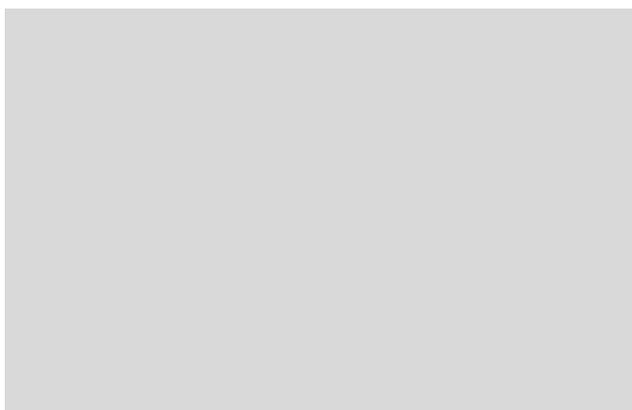
約束 2 - (2). ひろさき農業・産業おこしに取り組みます【観光振興】



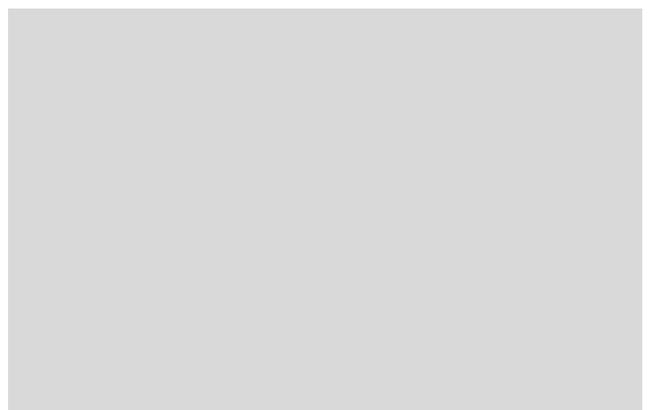
約束 2 - (3). ひろさき農業・産業おこしに取り組みます。【商工業振興】



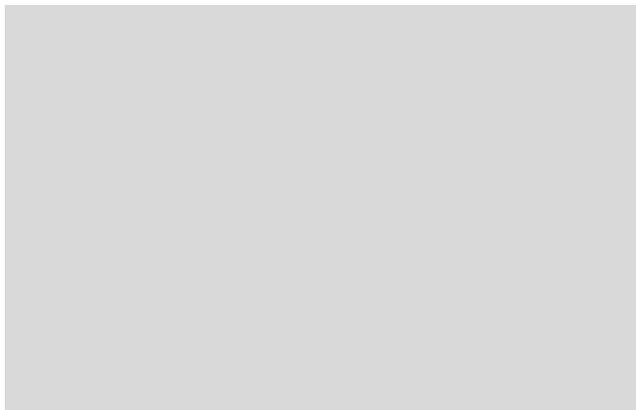
約束 3 - (1). 魅力あるまちづくりを進めます。【生活環境】



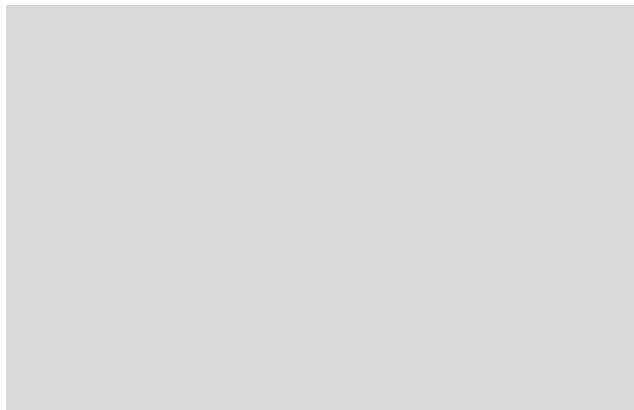
約束 3 - (2). 魅力あるまちづくりを進めます。【防災、環境・再生可能エネルギー】



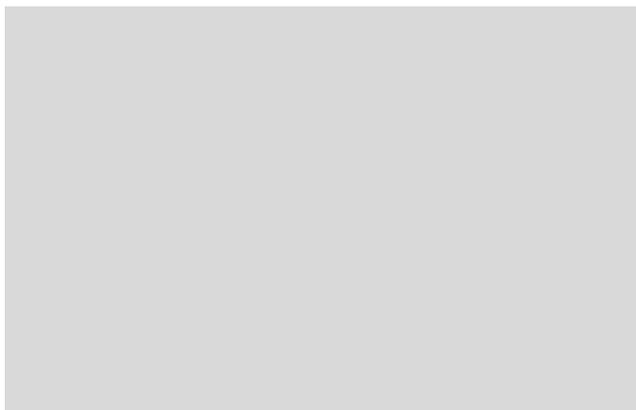
約束4 - (1). 子育てするなら弘前で、を目指します。【子育て】



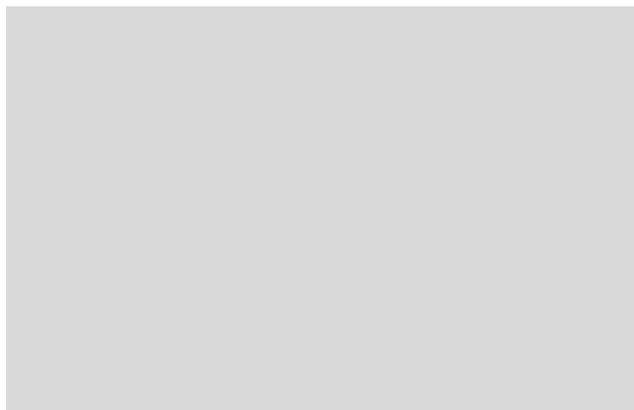
約束4 - (2). 子育てするなら弘前で、を目指します。【人づくり】



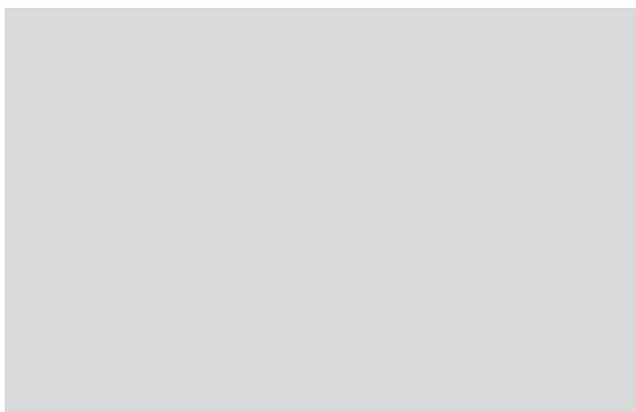
約束5. 命と暮らしを守ります。



約束6. 津軽地域の中核都市として、近隣市町村との連携強化を図ります。



約束7. 市職員のパワーを引き出し、市役所の仕事力を高めます。



2. 社会経済の将来展望と今後の取組の方向性

■ 人口減少・超高齢社会の到来

○日本の人口推計の状況

- ・我が国の総人口は、平成 25（2013）年の約 1 億 2 千 600 万人から平成 47（2035）年までに 1 割強（約 1 千 400 万人）減少
- ・高齢化率は平成 25（2013）年の 25.0%から平成 47（2035）年には 33.4%にまで増加し、総人口の 3 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者に

○弘前市の人口推計の状況

- ・弘前市では平成 22（2010）年から平成 47（2035）年までに総人口が 2 割以上（約 4 万 3 千人）減少。生産年齢（15-64 歳）人口は大きく減少し、総人口に占める割合は半数近くにまで落ち込む一方、高齢者人口は増加し続け、平成 47（2035）年には 37.0%にまで達する見込
- ・人口構造の変化により、労働力や消費活動の減少による経済規模の縮小、税収減、社会保障費の増大等、総合的な地域活力の低下は不可避
- ・年代別人口の社会移動（転出入）の状況を見ると、20 代から 30 代前半の若年層（子育て世代）および未就学児が転出超過となっている一方、60 代以降が転入超過となっており、こうした社会移動が市の人口構造の変化に大きく影響を与えていると推察される

○弘前市の世帯推計の状況

- ・1 世帯あたりの人口（世帯人員）も減少し続け、単身世帯・核家族化の傾向が続くことにより、地域内の交流や世代間交流の機会、関係性が希薄化することが懸念される
- ・中でも 65 歳以上高齢者の単身世帯は、平成 22（2010）年の 7,009 世帯から平成 37（2025）年には 8,010 世帯にまで上昇



<今後の取組の方向性>

- 若年層や子育て世代の市内定住を促進するため、働く場の創出、弘前で安心して子どもを産み・育てられるような環境の整備や子育て家庭への支援策の充実を図るとともに、将来を担う子どもたちの社会を生き抜く力を引き出す教育の推進が求められます。
- 生産年齢人口減少による影響を緩和するため、女性や高齢者の活躍できる場・働く場の拡大や、キャリアプランに関する意識の向上を図るとともに、地域全体の生産性や活力を高めていくことが求められます。
- 生涯を通じて元気に生き生きと生活できるよう、健康寿命を伸ばすための取り組みが求められます。
- 交流人口の減少による生産・販売額の低下を緩和するため、市への来訪者の購買意欲を高めるなど、一人あたりの消費単価を向上させる取組が求められます。
- 単身高齢者・高齢者のみの世帯の増加などをふまえ、介護予防、自立した生活を支援する施策とともに除排雪や見守り体制など市民、地域コミュニティなどとの連携による施策の充実が今後さらに求められます。

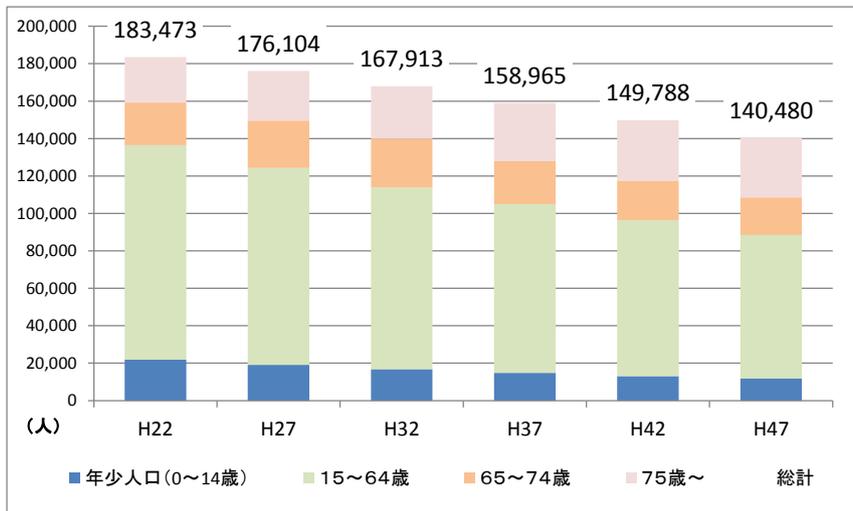
人口推計		H22	H27	H32	H37	H42	H47
総計		183,473	176,104	167,913	158,965	149,788	140,480
年齢階層別	0～14歳	21,894	19,139	16,803	14,795	13,120	11,974
	15～64歳	114,545	105,087	97,150	90,190	83,237	76,510
	65歳～	47,034	51,878	53,960	53,980	53,431	51,996
	うち、75歳～	24,169	26,454	27,905	31,088	32,196	31,879
構成比	0～14歳	11.9%	10.9%	10.0%	9.3%	8.8%	8.5%
	15～64歳	62.4%	59.7%	57.9%	56.7%	55.6%	54.5%
	65歳～	25.6%	29.5%	32.1%	34.0%	35.7%	37.0%
	うち、75歳～	13.2%	15.0%	16.6%	19.6%	21.5%	22.7%

平成17～22年における転出入人口 (推計値)		
年齢区分	男性	女性
0～4歳	-249	-122
5～9歳	113	46
10～14歳	46	7
15～19歳	178	423
20～24歳	-121	-504
25～29歳	-1,450	-1,561
30～34歳	-20	-47
35～39歳	115	11
40～44歳	44	65
45～49歳	62	-10
50～54歳	-5	-36
55～59歳	12	18
60～64歳	304	100
65～69歳	231	50
70～74歳	97	155
75～79歳	60	10
80～84歳	45	44
85～89歳	221	680
90歳～	72	468
計	-246	-202

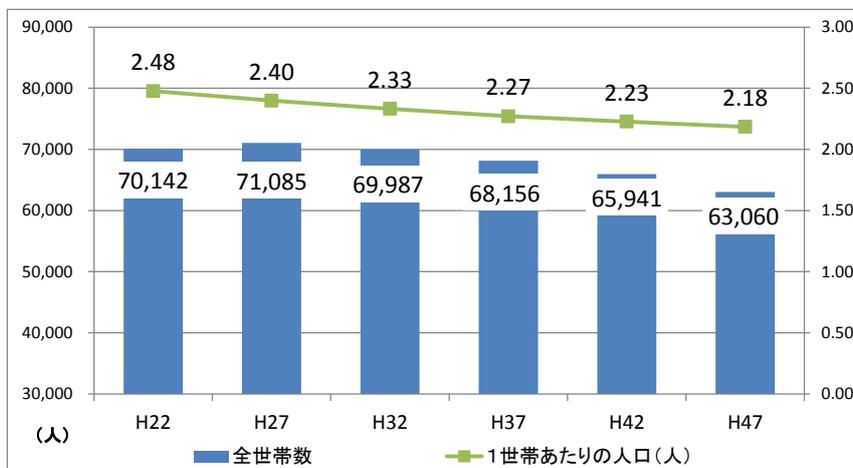
世帯推計		H22	H27	H32	H37	H42	H47
全世帯数		70,142	71,085	69,987	68,156	65,941	63,060
うち、65歳以上単身世帯		7,009	7,598	7,891	8,010	8,016	7,887
1世帯あたりの人口(人)		2.48	2.40	2.33	2.27	2.23	2.18

<弘前市の人口・世帯の推計>

<転出入人口の推計値>



<弘前市人口推計>



<弘前市世帯推計>

■ 財政状況の深刻化

○歳入状況の悪化

- ・国及地方の膨大な長期債務残高により歳出を圧縮せざるを得ない状況を背景とした地方交付税や補助金の減少、地価の下落による固定資産税の低下、生産年齢人口の減少や企業活動の減退等による市民税の低下など、市の財政状況は中長期的に歳入減になると見込まれる
- ・近々では、合併団体に適用される普通交付税の特例措置（年間約 12 億円、臨時財政対策債含む）が、平成 28 年度から 5 年間で段階的に削減され、平成 33 年度には廃止となることから、より一層厳しい財政運営を強いられることに

○歳出圧力の増大

- ・平成 25～27 年度は大規模建設事業のピークとなっており、事業費の増加と併せて地方債の発行が増加することで一時的に市債残高が増加し、公債費（元利償還金）も平成 29 年度にピークを迎える見込み
- ・市の総人口に占める 75 歳以上高齢者の割合は平成 47（2035）年には 22.7%にまで達すると推計されており、医療・介護需要増に伴う社会保障関係費の増大が市財政に相当なインパクトを与える
- ・消費税・地方消費税の段階的引き上げにより一定の歳入増は見込まれるものの、それを上回る社会保障関係の負担が発生すると見込まれる
- ・歳入が減少する中で歳出が増大し続けることにより、市が自由に使えるお金（投資的経費）はどんどん縮小する見込み



<今後の取組の方向性>

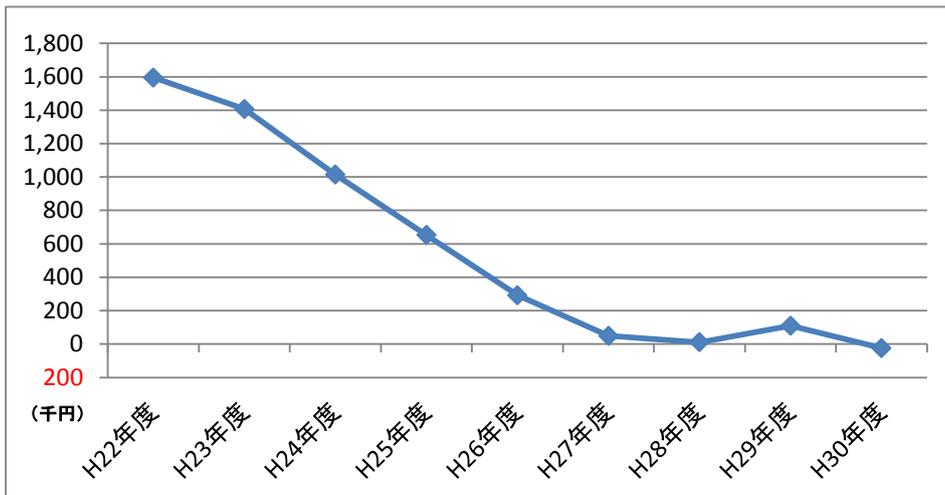
- 厳しい財政状況をふまえ、中長期的な財政見通しのもと、財政の健全性・機動性を維持するための取組を現段階から組織を挙げて講じていくことが求められます。
- 産業政策等の展開により市税等の増収を図るとともに、市税や各種料金の納付率向上・滞納縮減を図るなど、財源を着実に確保するための取組を推進することが求められます。
- 増大し続ける歳出圧力を極力抑制させるため、不要不急な事業の統廃合による徹底した歳出削減や、限られた政策資源を選択と集中により効果的・効率的に活用する仕組みづくりなどを強く推進し、効率的で無駄の無い行財政運営を行なう組織体制を確立することが求められます。
- 平成 21 年度から平成 24 年度にかけて市債残高を 120 億円以上も縮小させてきたこれまでの取組をさらに推進し、市財政の健全化が求められます。

(単位: 百万円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入	市 税	20,127	20,127	20,127	20,127	20,127
	譲与税・交付金	2,802	2,802	2,802	2,802	2,802
	地方交付税	20,633	23,754	23,715	23,490	23,173
	国・県支出金	18,207	18,750	18,284	17,822	17,620
	市 債	8,944	6,651	4,363	3,134	2,318
	その他の歳入	8,205	6,299	5,873	5,802	5,758
	歳入合計	78,918	78,384	75,164	73,176	71,799
歳出	義務的経費	37,826	38,106	38,142	38,308	38,582
	人件費	8,633	8,677	8,338	7,900	7,951
	扶助費	20,570	20,932	21,302	21,679	22,063
	公債費	8,623	8,497	8,503	8,730	8,568
	投資的経費	11,243	10,794	7,353	5,409	4,722
	その他の歳出	29,557	29,435	29,658	29,348	28,519
	歳出合計	78,626	78,335	75,153	73,066	71,823
財源過不足額 (歳入-歳出)		293	49	11	110	△ 24
財政調整基金取崩額		△ 293	△ 49	△ 11	△ 110	24
各年度末 財政調整基金残高		3,018	3,067	3,078	3,188	3,164

※平成25年度末における財政調整基金の残高は 2,725百万円(見込)。

<今後5年間の市財政の推計>



今後歳入額の減少傾向が続くことにより、平成30年度には歳出額が歳入額を上回り、その差額がマイナスになる見込

※H22~H24までは実績値、H26~H30は推計値、H25はH24とH26の中間値としている

<弘前市財政における歳入-歳出の差額の推移>

■ 国・地域間競争の激化と地域格差の拡大

○グローバル化の進展により国際競争が熾烈化

- ・人・モノ・金・情報などが世界規模で移動するグローバル経済の中で、日本の競争力は相対的に低下し産業空洞化が進行
- ・世界経済の成長や消費の場は今後数十年で日米欧から新興国・発展途上国に大きくシフト
- ・TPP（環太平洋パートナーシップ協定）や FTA（自由貿易協定）、EPA（経済連携協定）といった国際交渉の推進により、海外との産業競争が激化
- ・経済環境だけでなく、海外の優秀・豊富な人材が国内に流入するなど、地方でも人材のグローバル化が進行

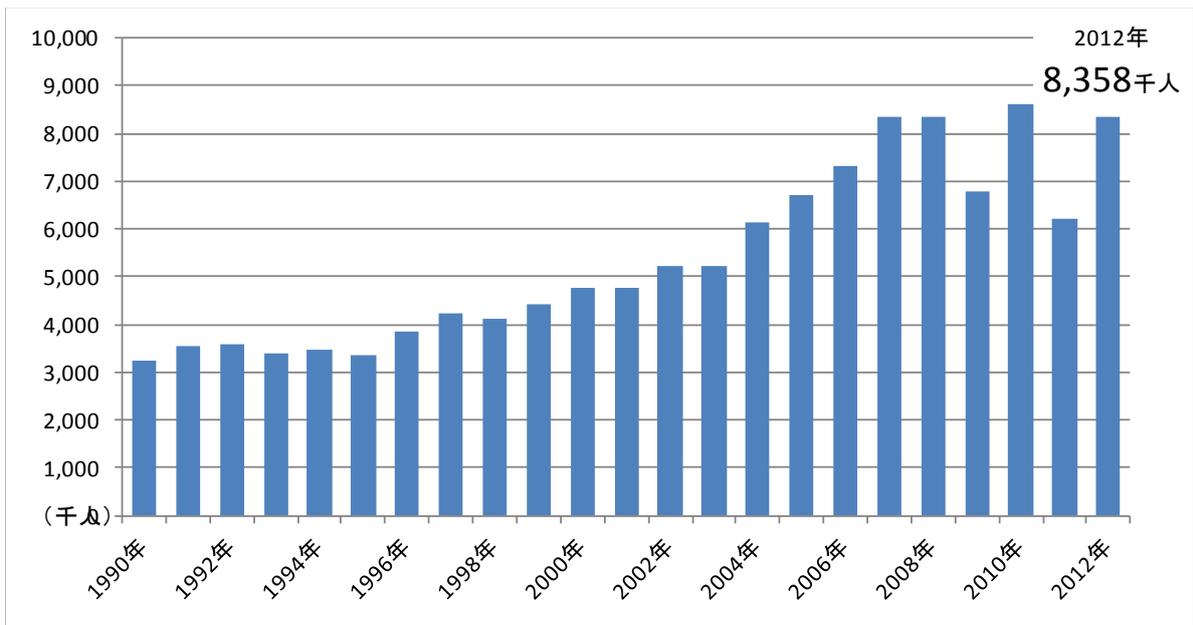
○国内における都市間競争も激化

- ・2020年の東京オリンピック開催に向けて国等の投資も首都圏にシフトし、人材等各種資源の大都市圏への集中がこれまで以上に加速
- ・平成27年（2015）年には、北陸新幹線金沢開業が、平成28（2016）年には、北海道新幹線新函館開業が予定されているなど、高速交通体系の整備により人とモノの動きがこれまで以上に活発化する
- ・第三次産業の割合が高い弘前市では、域内の人口減少による消費活動の減退が地域経済に非常に大きな影響を及ぼすと懸念される



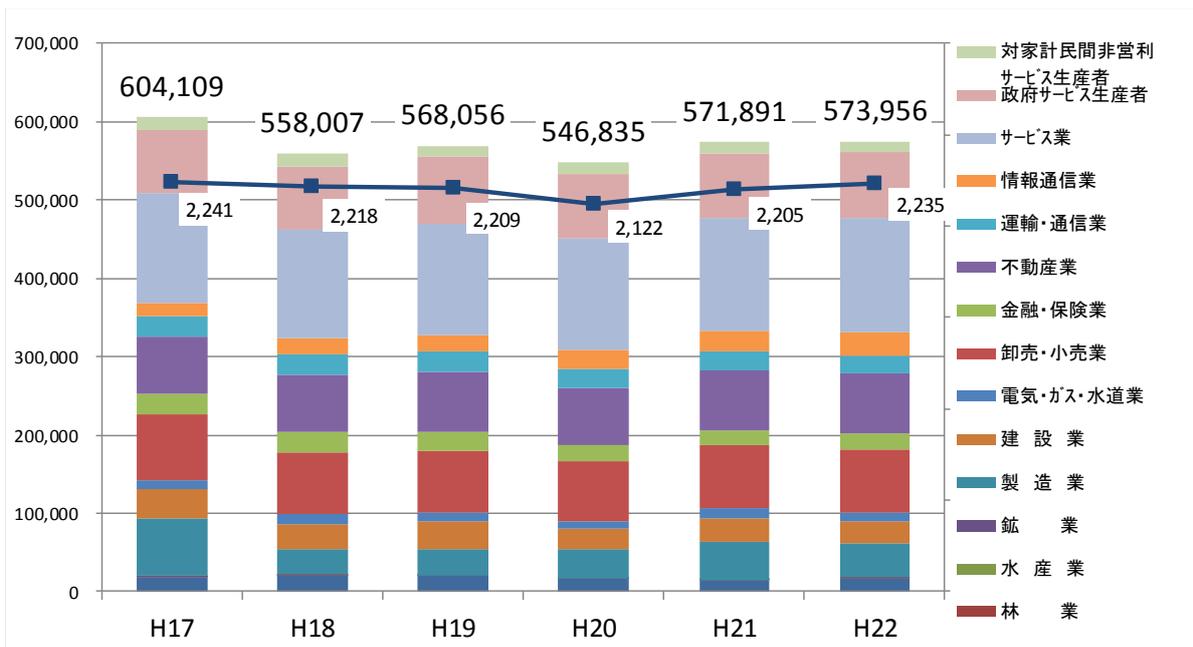
<今後の取組の方向性>

- 弘前市が地域の持続性や自立性を今後も維持していくために、中長期的な観点から、生活の基盤となる雇用及び所得の確保、そしてそれを実現するための競争力の高い地域産業の育成が必要不可欠です。
- 地域資源の付加価値を向上させ、その魅力を強くアピールすることにより、観光客・消費の呼び込みや、地場産品・製品の市外への積極的な展開・売り込みを進め、域外の需要を取り込むことが求められます。
- 地域企業の総合的な競争力向上のため、販売力強化や設備導入、新規起業、企業連携、研究開発、起業・組合体質強化などの促進・支援が求められます。
- グローバル化の進展を、旺盛な海外需要を内に取り込むチャンスと捉え、近年増加傾向にある訪日外国人旅行者の弘前市への呼び込み、海外留学生等の新しい活力の取り入れなどについても、他地域との差別化を図りながら積極的に推進することが求められます。
- 弘前市の特性を活かした産業振興をより進めるために、国内外の地域との連携を図ることが求められます。
- 学園都市であることの強みを活かし、国際化・グローバル化をチャンスとして活かせる人材を育成することが求められます。



出典：日本政府観光局(JINTO)「訪日外国人旅行者統計」

<訪日外国人旅行者数の推移>



出典：弘前市市民経済計算

※棒グラフは産業種別市内総生産額(単位:百万円)、折れ線グラフは市民平均年収(単位:千円)

<弘前市の産業種別市内総生産額の推移>

■ 社会的リスクの多様化・増大

○雪害や地震等の災害への対策ニーズが増加

- ・東日本大震災をきっかけに防災に対する意識が高まっていることをふまえ、今後発生が予想される大規模地震や、近年頻発する局地的大雨といった気象災害に対して、その対策・態勢を改めて検討・構築することが急務
- ・弘前市の場合は特に豪雪による被害が近年頻発していることから、雪に強いまちづくりを進めることが大きな地域課題の1つ
- ・社会的に弱い立場の人達を、事故や災害、健康面・日常生活におけるリスクからどのように保護していくかも大きな課題

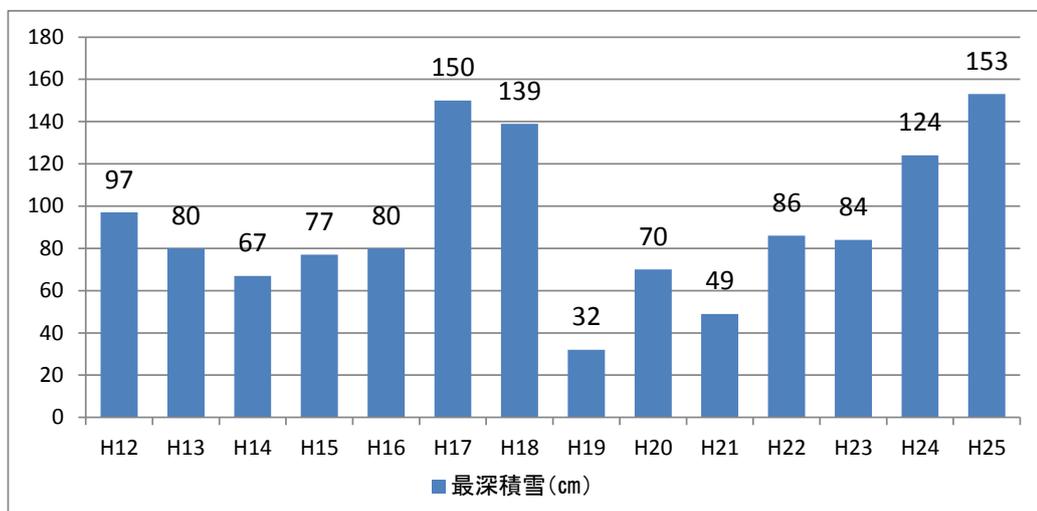
○都市インフラの老朽化や更新需要への対応が必須

- ・建物や道路といった都市インフラの老朽化が本格的に始まっており、こうした都市インフラを今後どのように維持管理していくべきかが問題



<今後の取組の方向性>

- 正確な予測やコントロールが難しいこうした社会的リスクに対しては、単に対症療法的な対策ではなく、様々なリスクにも柔軟に対応できる地域づくりを進めることが求められます。
- 行政内部の危機管理体制を強化するとともに、地域社会における最終的なセーフティネットとして、自主防災組織の設立など地域コミュニティの連帯を更に強めていくことが求められます。
- 雪に対しては、再生可能エネルギー等を活用した融雪システムを推進するとともに、雪を夏場の冷却源として活用する仕組みを構築していくなどの取組も求められます
- 今後高齢化がますます進行することをふまえ、公共交通の適切な維持や高齢者に配慮した都市基盤の整備等を行っていくことが求められます。
- 都市インフラの老朽化に対しては、「ファシリティ（アセット）・マネジメント¹」の観点から適切に維持管理していくことが求められます。



¹企業・団体などの全施設及び環境を経営的視点から総合的に企画・管理・活用する経営管理活動

■ 地域間連携の必要性の高まり

○地域間連携の必要性の高まり

- ・弘前市は、これまでの津軽地方の生活・文化の中心地としての機能を担ってきており、古くから結びつきが深く生活圏を形成する周辺市町村とは、一部事務組合や広域連合による事務の共同処理等を推進
- ・人口減少・超高齢社会の到来、財政の逼迫、都市間競争の激化等により、各地域の活力が全体的に衰退していくことが懸念される
- ・社会課題に対して各自治体がバラバラに対策を講じることは、希少な地域資源が非効率的に活用され、近隣地域間の過剰な競争や更なる地域の疲弊を招く恐れ

○基礎自治体のあり方の変容

- ・自治体間の連携については、平成 25 年 6 月 25 日に第 30 次地方制度調査会が国へ提出した「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」において、「地方中枢拠点都市」を中心とした連携の推進や定住自立圏構想のさらなる促進、都道府県による基礎自治体の機能補完といった方向性が打ち出された
- ・今後、この答申に基づき自治体間の連携に関する制度が大きく変化することも予想



<今後の取組の方向性>

- 中心市宣言や定住自立圏共生ビジョンに基づき、生活機能の維持や他都市に対する競争力を向上させつつ、外部環境に大きく影響されない自立的な地域をつくることが求められます
- 地域共通の重要課題に対しては、近隣自治体との連携・役割分担の上で、地域資源の「集約とネットワーク化」を図り、津軽地域の中心市としての機能・役割を果たすことが求められます。
- 公共施設や都市基盤などについても、地域住民のニーズや利便性等をふまえて、広域的な視点からその整備や配置の方針、自治体間の機能・役割分担のあり方等を検討することが求められます。
- 観光振興や広域防災といった分野においては、津軽地方の自治体だけでなく、県内外の地域との連携を積極的に進め、それぞれの魅力・価値を向上させることにより、訴求力を高めることが求められます。



<弘前圏域定住自立圏を構成する市町村>

■ エネルギーの利用・供給体制の転換

○地球温暖化の進行等をふまえ、化石燃料依存度の抑制が必要

- ・化石燃料の燃焼による二酸化炭素の排出により、地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化してきており、地球規模での対策が必要

○国ではエネルギー政策の改革が進展

- ・国においては、東日本大震災における福島第一原子力発電所事故を契機として、再生可能エネルギーの普及を進める等、エネルギー政策の見直しが進行
- ・電力の発送電分離や小売全面自由化等の内容を盛り込んだ「改正電気事業法」が2013（平成25）年に成立し、電力システムの改革が今後一層進む見込み

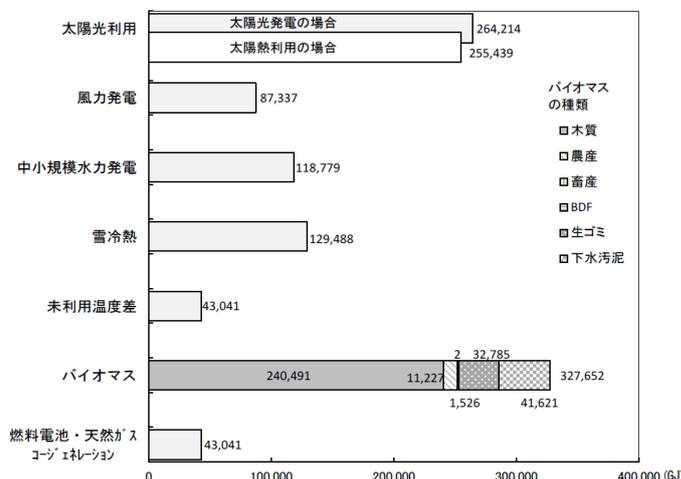
○地域のエネルギー供給体制の転換

- ・東日本大震災の際には、被災地で電力、水道、ガス等のライフラインが打撃を受けたほか、灯油やガソリンの供給停止が長期間にわたるなど、市民生活が大きな影響を受けた
- ・本市は、冬季には雪に閉ざされる気候により東日本大震災のような大規模災害時に孤立する可能性が高いことから、必要とするエネルギーを地域内で安定的に確保・供給するための体制構築が必要



<今後の取組の方向性>

- 化石燃料への依存度を抑制し、再生可能エネルギーの利用率を地域全体で向上させていくことが求められます。
- 電力システムの改革により、今後は多くの新規参入者による様々な小規模発電所の建設が進むと考えられることから、これらをつなぐスマートグリッドの拡大とそれによるスマートシティの実現に向けた取組を進めることが求められます。
- 再生可能エネルギーや地域資源の活用、地域産のエネルギーの生産を進め、エネルギー自給率を高めることにより、非常時にも安心して暮らせるまちづくりを進めるとともに、弘前市の大きな課題のひとつである雪対策の充実を図り、一年を通して快適な暮らしができる地域を実現するための取組が求められます。



<再生可能エネルギー等利用可能性量の構成>

■ 知識情報社会の到来と情報通信技術の進展

○「知識情報社会」がグローバルに進展

- 科学技術、とりわけ情報通信技術の高度化等により、社会経済のあらゆる場面において、知識や情報の流通・共有・活用・蓄積が新たな価値を生み出す「知識情報社会」がグローバルに進展

○ICT（情報通信技術）の公共サービス等への活用可能性も拡大

- スマートフォン等の新しい端末、あるいは Facebook や Twitter といったインターネットを活用した新しいサービスが出現・普及し、若者を中心に人々のコミュニケーションのあり方が大きく変化
- 近年は、オープンデータ²やビッグデータ³といった技術や活動が活発化するとともに、国民生活を支える社会的基盤として、社会保障・税番号制度の創設・整備が決定



<今後の取組の方向性>

- 知識や情報がますます重要性を増す中、教育や研究・開発等への投資を進め、課題を見出し解決する力、変化に対応する力を地域全体で高めていくことが求められます。
- 高等教育機関が集積している強みを活かし、多様な領域において産学官連携を深めるとともに、次世代の地域を担うリーダーを育成することが求められます。
- 各主体による情報の共有・活用は、オール弘前による地域経営に必要不可欠な要素であり、地域の情報を抽出・集約し、広く共有するためのツールとして、ICT を効果的に活用することが求められます。
- 行政内の事務の効率化や市民の利便性の向上のためだけでなく、社会課題の解決や地域の価値を向上させるために、情報や ICT を「政策資源」として捉え活用できるリテラシー（利活用能力）を持った人材の育成や体制の整備が求められます。

ビッグデータ国内流通量の推移



出典：平成25年度版情報通信白書（総務省）

オープンデータについて関心のある分野

（自治体アンケート：上位10分野）



出典：平成25年度版情報通信白書（総務省）

² 行政等が持つ統計等のデータベースを誰でも活用できるよう広く公開する取り組み

³ 多種多量のデータ、またはそれを解析し特定の傾向等を導き出しビジネス等に活用する取り組み

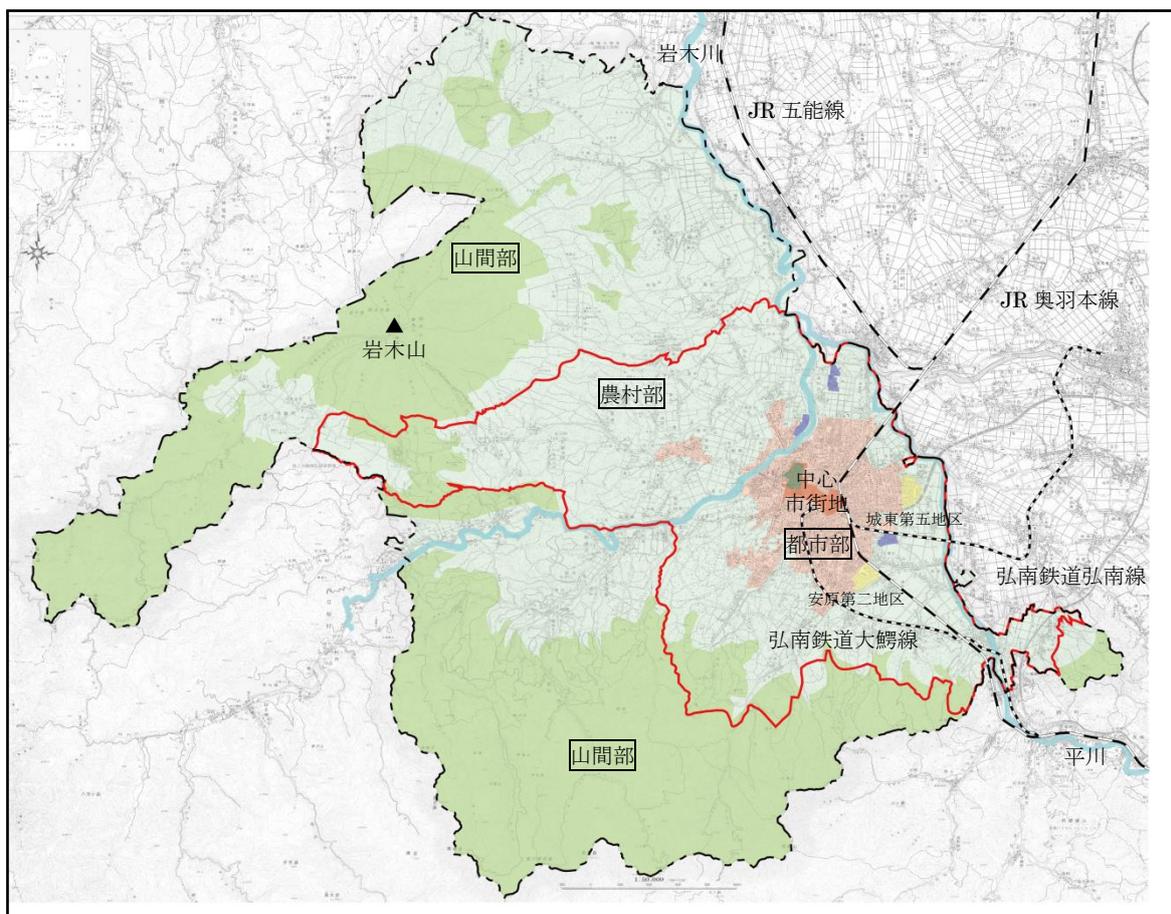
3. 土地利用の基本方針

土地は、市民一人ひとりの安全・安心で快適な暮らしをしっかりと支えるとともに、水と緑の豊かな自然環境や優れた歴史文化などの“弘前らしさ”を大切に守り育み、まちに活力を産み出しているかけがえのない貴重な財産です。

弘前市の土地利用は、大きく都市部、農村部、山間部に分けることができます。このうち、都市部は、旧城下町の区域を中心に、居住、商業・業務、医療・福祉、教育・文化及び行政など、多様な都市的機能が集積する広域的な交流拠点となっています。また、農村部には、りんご園及び水田を主体とする農地や集落、その周囲を覆う山間部には、広大な樹林地帯が広がっています。

近年、我が国全体が本格的な人口減少・超高齢社会に突入しようとしている中、弘前市でも、郊外の住宅地や中心市街地の一部を除き、人口の減少・高齢化に歯止めがかからない状況が続いており、このままの状況で推移した場合、都市部では既存の都市機能の低下、農村部ではコミュニティの維持自体が困難となるような集落の発生が大いに懸念されます。

このような状況下、本計画では、今後の土地利用の基本方針を以下のとおり掲げ、多彩な都市的機能と、市民のふるさとへの誇りと愛情を育む源泉である、ゆとりと潤いにあふれた自然・歴史的文化的環境がバランスよく調和した土地利用を計画的に進めることで、地域の持続性・自立性、豊かさの質をさらに高めながら、“弘前らしさ”を次世代へ確実に継承していきます。



<弘前市の土地利用の概況>

【基本方針1】既存ストックを活用したコンパクトなまちづくり

中心市街地における都市的機能の既存ストックを有効活用しながら、だれもが歩いて楽しめる奥行きのある市街地の形成と郊外への低密度な市街地の拡大を抑制するため、中心市街地の交通結節点の整備、まちなかへの居住の適切な誘導、多様な世代の居場所の確保、高齢者や障がい者にもやさしい道路環境づくりなど、過度に自動車に頼らなくても快適に暮らすことができるコンパクトなまちづくりを推進します。

【基本方針2】豊かな自然環境や優れた歴史文化遺産の保全・活用

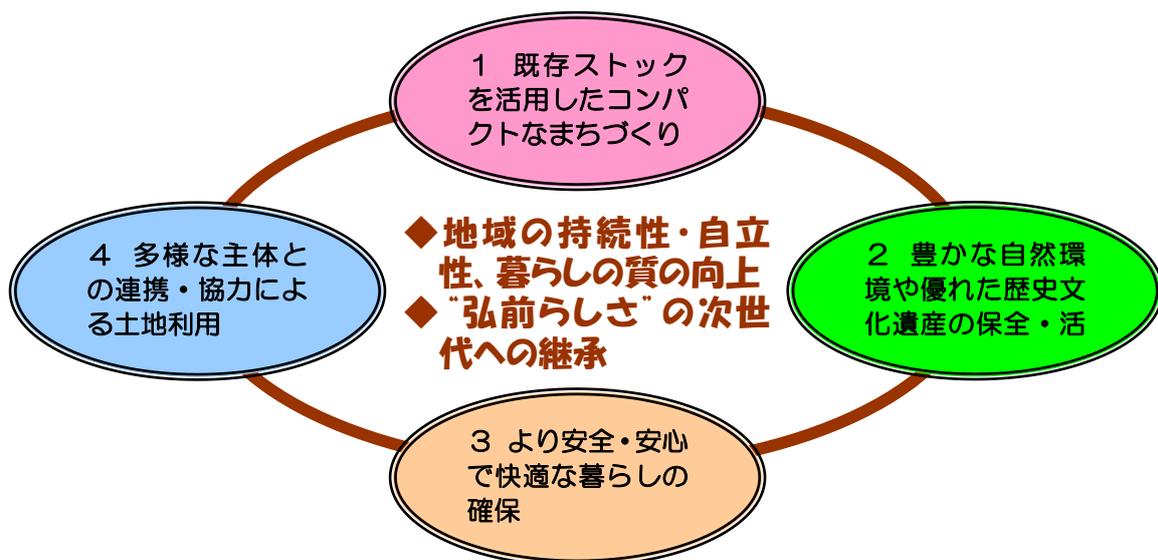
将来にわたって、“弘前らしさ”にあふれたゆとりと潤いのある暮らしをしっかりと継承していくとともに、来訪者を含めたより多くの人々が気軽に自然や歴史文化に親しみ、ふれあうことができるよう、森林や農地を適切に保全し、水と緑に包まれた豊かな自然環境や、先人たちから大切に受け継がれてきた優れた歴史文化遺産を大切に守り、活かします。

【基本方針3】より安全・安心で快適な暮らしの確保

市民の安全・安心で快適な暮らしを維持・向上させるため、各地域の実態を十二分に踏まえながら、生活不便地域の改善や産業振興に寄与する道路基盤の整備をより効果的・効率的に推進します。あわせて、多彩な機能を兼ね備えた広域的な交流の場として、海外からの外国人観光客を含め、より多くの人々から住み続けたい、住んでみたい、また訪れてみたいと強く支持されるよう、居住環境の向上や国際的な観光振興に向けた土地利用の維持・増進を図ります。

【基本方針4】多様な主体との連携・協力による土地利用

市民、事業者、行政など、地域社会を構成するさまざまな主体の連携・協力のもと、将来にわたって市域全体で都市的機能と自然的・歴史文化的環境が調和した良好なまちづくりを推進するため、各種都市計画関連の制度を適切に活用しながら、地域の特性と調和した土地利用を誘導します。



<土地利用の基本方針（骨格）>

4. 弘前市が持つ地域資源

■ 弘前市が持つ様々な地域資源

弘前市は、様々な地域資源に恵まれた、魅力あふれるまちです。

民間企業が行った「地域ブランド調査 2013⁴」によれば、市町村の魅力度ランキングにおいて、弘前市は東北地域で宮城県仙台市に次ぐ2位の位置にあるとされています。これからの地域づくりにおいても、様々な地域資源を戦略的に活用し、弘前市の魅力を高めていくことが求められます。

■ 歴史・伝統・文化資源

弘前のまちは、慶長16年（1611）の築城に始まり、弘前藩の城下町として、古くからこの地域の政治・経済・文化の中心となって繁栄してきました。この400年あまりの歴史の中で育まれた伝統・文化は、地域のアイデンティティとして強く根付いており、弘前の持つ様々な魅力の源泉となっています。

弘前には多数の文化財があり、国の文化財は54（平成25年12月1日現在）となっています。県・市の指定するものも含めると252の有形無形の文化財があり、それぞれがこの地域の豊かな歴史・物語を伝えています。

また、津軽塗やこぎん刺し、ブナコといった伝統工芸は、津軽の昔ながらの生活や地域性を色濃く反映した風合いを持つ、高度な技術を要する洗練された工芸品として、内外から高い評価を受けています。さらに、全国的に有名な津軽三味線や津軽民謡といった伝統芸能も地域住民によって受け継がれており、高い文化水準を誇っています。

■ 観光資源

平成23年に築城400年の節目を迎えた弘前城（弘前公園）は、さくらをはじめ全国有数の観光名所として名高く、毎年4月下旬から5月上旬に開催される「弘前さくらまつり」には、全国から200万人以上の観光客が訪れます。また、弘前城跡の周辺には、藩政時代に由来する寺社建築や明治・大正期の洋風建築が多数残り、そうした歴史的建造物が形成する風情ある街並みも観光資源のひとつとなっています。

また、「弘前ねぶたまつり」「弘前城菊と紅葉まつり」「弘前城雪燈籠まつり」といった四季それぞれに季節感ある大規模なイベントが行われており、年間400万～500万人の観光客で賑わいます。

さらに、登録から20周年を迎えた世界自然遺産の白神山地や、古くから津軽に豊かな恵みをもたらしてきた岩木山といった自然環境のブランド力も高く、百沢温泉や獄温泉といった療養地もあるなど、多面的な観光資源を有する地域となっています。

■ 農林資源

弘前市はりんごの生産量日本一を誇るりんごのまちとして全国的にも有名です。また、弘前が位置する津軽平野は青森県で最大の穀倉地帯であり、戦前戦後を通じ主要な食料産地としての役割を

⁴ 株式会社ブランド総合研究所 http://tiiki.jp/news/05_research/survey2013

担ってきました。

現在の市の産業構造は、域内総生産額及び就業人口ともに第3次産業の占める割合が高くなっていますが、第1次産業の比率は全国及び県と比較して高い水準にあり、農業のまちとしての強みを持っています。

基幹農産物であるりんごは、果樹としてだけでなく、ジュース、アップルパイ、ジャム、シードル、ブランデーといった付加価値の高い加工品として幅広く展開されています。また、りんご以外にも「嶽きみ」「清水森ナンバ」「けの汁」「津軽そば」など津軽独特の農産物や郷土料理も豊富にあります。

■ 医療・介護資源

弘前市には弘前大学医学部附属病院をはじめとする総合病院が多数集積しており、医療機関・病床も多く、青森県における高度医療・介護拠点となっています。

保健医療圏でみると、圏外の市町村からも多数の入院患者が流入しております。（平成 23 年度青森県受療動向調査）

津軽地域保健医療圏では、療養・一般病床数は 3,025 床（平成 25 年 1 月 1 日青森県調査）と確保すべき基準病床 3,025 床を上回っており、人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数が 283.9 人（青森県 182.4 人、全国 219.0 人）と高い地域となっています。（青森県保健医療計画：平成 25 年 4 月）また、介護保険加入施設の整備状況は、青森、八戸圏域と比べても非常に高く、人口や産業構造が類似の高齢化率が同程度の都市との比較においても、各種介護サービスを提供する事業所は上位となっております。

■ 教育資源

弘前市は高等教育機関が集積し、青森県のみならず北奥羽の学術拠点となっています。市内には 6 つの大学（4 年制大学 4、短期大学 2）が設置されており、その総学生数・教職員数は約 12,000 名にも及び、弘前市の人口比の約 6 パーセント以上に当たります。

各高等教育機関では、市民向けの公開講座を多数実施するなど、その知的資源を活かした地域貢献活動が展開されています。また、各高等教育機関と弘前市との連携による取組も行われています。平成 19 年には、各高等教育機関が持つ研究成果などの知的資源及び学生などの人的資源を地域社会に活かすため、市内の 6 大学によって「学園都市ひろさき高等教育機関コンソーシアム」が設立され、加盟大学の学生を対象とした「共通授業」が実施されるなどの新たな試みも展開されています。

■ 人的資源

弘前市では、長い歴史に根付いた高い文化水準をほこるまちであることを背景に、国内外で活躍する人材を数多く輩出してきました。全国的に有名な文化人としては、工藤甲人氏（伝統的題材に囚われることない独自の世界を追求し、日本画の新境地を開拓したとして高く評価）、寺山修司氏（劇作家、演出家、映画監督、小説家、作詞家、脚本家、評論家等として前衛的な文芸作品を数多く創作）などが本市出身者として知られています。

また、スポーツ・科学分野などでも国内外で活躍された方々も多く、近年でも、齋藤春香氏（北京オリンピック大会におけるソフトボール日本代表監督として、チームの金メダル獲得に貢献）、

三浦雄一郎氏（プロスキーヤーや冒険家として、数々のチャレンジをし、世界最高峰のエベレストに80歳7ヶ月という世界最高齢で登頂）、川口淳一郎氏（小惑星探査機「はやぶさ」のプロジェクトリーダーとして、小惑星「イトカワ」から7年の歳月を経て帰還させるという世界初の快挙を達成）など、多方面にわたります。

5. 弘前市の20年後の将来都市像（めざす姿）

■ 将来都市像（めざす姿）

弘前市は、白神山地などの豊かな自然がもたらす恵みや400年の歴史と伝統に培われた文化を背景として、観光のまち、りんごに代表される農業のまち、伝統工芸などを産み出すものづくり産業のまち、高等教育機関が集積する学都であるとともに医療の充実したまちなど多くの特徴を持つまちです。

また、弘前市は、津軽地域の中心市としての役割を担うまちでもあります。

このような特徴を背景に、文物、歴史的遺産などのアドバンテージをさらに磨き上げ、活かしていくことで、外部環境の変化に惑わされない、弘前独自のライフスタイルを作り上げることができる可能性をもっています。

弘前市は、この独自性を活かし、行政や市民、地域コミュニティ、民間事業者が互いに連携し、オール弘前で地域経営を行なっていきます。そのためには、弘前という地域を将来どのような姿にしていくのか、その地域づくりの理念・目標を定め、計画に関わる各主体で共有することが必要です。

本計画では、地域づくりの理念・目標を「弘前市の20年後の将来都市像（めざす姿）」として計画の中に位置づけ、次のように定めます。

弘前市の20年後の将来都市像(めざす姿)

**子どもたちの笑顔
あふれるまち 弘前**

■ 将来都市像に込めた思い

人口減少・超高齢社会の到来など、弘前市をとりまく社会経済の将来的な見通しは非常に厳しいものと予想されます。しかしそうした厳しい状況の中でも、私たちには、先人たちによって培われた郷土の歴史や魅力、様々な財産を、次世代へ引き継いでいく責任があります。

地域の持続性・自立性、豊かさを守るためには、生活を支える安定した社会基盤の構築と、他都市に負けない活力・競争力の高い地域をつくりあげることに、私たち一人ひとりが努めていかなければなりません。

「子どもたちの笑顔あふれるまち」という言葉には、こうした現在と未来の弘前へ希求する想いが込められています。

子どもたちの笑い声が地域に響きわたり、笑顔で楽しく過ごしていることは、地域の持つ魅力や豊かさが高まり、隅々まで行き渡っていることを表しています。

子どもたちの笑顔は、その地域の安心感、そして活力をうつす鏡であり、子どもから高齢者まですべての世代が暮らす社会の豊かさを象徴するものです。

弘前をそんな「子どもたちの笑顔あふれるまち」にする、その決意をもって、私たちはこの将来都市像を掲げます。

■ 地域づくりの4つの観点

地域づくりとは、地域に生活する人々の元気、暮らしぶりの豊かさ、営み（生業）の活発さ、街の住みやすさといった、その地域を構成する要素の価値や魅力を高めていく諸活動を指します。

「子どもたちの笑顔あふれるまち 弘前」という将来都市像を実現するためには、「ひとづくり」「くらしづくり」「なりわいづくり」「まちづくり」といった地域づくりを構成するそれぞれの観点から、総合的に進めていくことが必要です。



< 地域づくりを構成する4つの要素と観点 >

したがって、この「ひとづくり」「くらしづくり」「なりわいづくり」「まちづくり」の観点からも、それぞれの理念・目標となる将来都市像（めざす姿）を次の様に掲げます。

■ ひとづくり

郷土への愛に裏打ちされた自立心を持つ 多様・多才な「弘前人」が躍動するまち

- ・子どもたちがのびのびと健やかに、夢に向かって育っている
- ・郷土への愛と自立心を持った人材が、地域の抱える様々な課題を解決している
- ・個性や多様性を尊重する気風を備え、国際的に通用する力を持った人材であふれている

■ 暮らしづくり

郷土の豊かな歴史や伝統・文化に囲まれ 生き活きと安心して暮らせるまち

- ・長い歴史の中で育まれた郷土の伝統・文化を尊重し、その豊かさが将来にわたって継承されている
- ・だれもが自分自身の持てる力を生き活きと発揮し、健康に暮らしている
- ・事故や災害への対応力があり、安全・安心に暮らせる環境が整えられている

■ なりわいづくり

高い競争力を持った地域産業が育ち 多くの人々が訪れ楽しめるまち

- ・グローバル経済の中でも通用する産業競争力を持ち、豊かな生活を維持するための所得を得ることができている
- ・地域の資源を活かす技術力を高め、確固たる産業基盤が保たれている
- ・多角的な農産物の生産を可能とする態勢が整備されている
- ・市内外の多くの人々がまちに訪れ、まちの活気が地域内に循環している
- ・老若男女がそれぞれの生活スタイルに合わせ、生き活きと働いている

■ まちづくり

雪に克ち、古さと新しさが交わる 魅力とやさしさにあふれるまち

- ・必要な都市機能が拠点ごとに集約され、拠点を結ぶ公共交通が確保されている
- ・豪雪をはじめとした災害に強く、被害が最小限に抑えられている
- ・豊かな自然環境と清潔・魅力的な都市生活環境が保たれている
- ・再生可能エネルギーが積極的に活用され、地域内の生活需要が満たされている

6. 将来都市像の実現に向けた戦略

■ 戦略の全体像

○日本一をめざした長期的な重点戦略

20年後の将来都市像を実現するために、「子育て」、「健康」、「雪対策」を市の最重要課題として位置付け、長期的展望をもって戦略的に取り組みます。

持続的・自立的な地域を形成するうえで特に注力して取り組む必要があるものであり、関連する事業は「重点戦略事業」として位置づけ、予算や職員等の政策資源を優先的に投入することとしています。

○基本戦略

【分野別政策編】

将来都市像の実現に向けて、市が今後4年間で取り組む具体的な政策について、分野別にその指標と内容を記載しています。

【仕組み編】

計画を円滑に推進していくために分野横断的に講ずべき政策を記載しています。

【オール弘前スタートアップ編】

市民が主体となって地域の課題を解決するために取り組む事業を記載しています。

【弘前市の将来を支える産業基盤の強化】

弘前市の活力の源であり分野別政策の取り組みを支える産業基盤の強化を図るため取り組む事業を記載しています。

戦略の全体像について
説明
要詳細追加

将来都市像

弘前市の 20年後の 将来都市像

子ども達の笑顔あふれるまち 弘前

1. ひとづくり
郷土への愛に裏打ちされた自立心を持つ、多様・多様な「弘前人」が躍動するまち

2. くらしづくり
郷土の豊かな歴史・文化に囲まれ、活き活きと安心して暮らせるまち

3. なりわいづくり
高い競争力を持った地域産業が育ち、多くの人が訪れ楽しめるまち

4. まちづくり
雪に克ち、古さと新しさが交わる魅力とやさしさにあふれるまち

将来都市像の実現に向けた戦略

日本一をめざした長期的な 重点戦略

子育て日本一を目指します

健康日本一を目指します

雪に強い街日本一を目指します

基本戦略体系

分野別
政策編

ひと

くらし

なりわい

まち

仕組み編

仕組み（強い行政組織の構築）

効率的な行政運営

政策能力の向上

安定した財政運営

オール弘前
スタートアップ[®] 編

ひとづくり

くらしづくり

なりわいづくり

まちづくり

弘前市の将来を支える産業基盤の強化

I 子ども・子育て支援の充実

■ ＊ ＊ ＊ ＊

- ・子育てにかかる負担軽減とその結果としての出生率の向上・子育て家庭の市外転出防止等、及び地域の将来を担う高い志・能力を持った人材の育成を目的とした、子育て家庭（ひとり親含む）の経済的支援の強化、女性の労働環境の改善、幼児教育への注力、高度な教育プログラムの提供等

各重点目標について説明
要詳細追加（以下同じ）

Ⅱ 健康づくりの推進

■ ＊ ＊ ＊ ＊

- ・健康寿命の延伸とその結果としての医療・介護等の扶助費削減や税収確保等を目的とした、多世代の健康・体力増進、介護予防の徹底、ヘルスケアデータベースの構築、食育事業等

Ⅲ 雪に強い街づくり

■ ＊ ＊ ＊ ＊

- ・ 除雪にかかる労力の削減・住環境の快適さの向上とその結果としての定住者確保・市外転出防止等を目的とした、官民一体となった地域除雪活動の最適化、設備の整備事業等

I 子育て支援

■ 現状と課題

子どもと子育て家庭を取巻く環境・社会情勢が大変厳しい状況にある中で、妊娠・出産・子育てに係る不安感や負担感を軽減し、子育て家庭に、子どもを持つことに対する喜びや子育ての楽しさを実感できるようにすることが求められています。

国では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布され、平成27年4月から本格的に実施される予定になっています。

弘前市においても、現在、「Smile 弘前子育てマスタープラン」及び「弘前市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、計画的な子育て支援サービスの提供を進めています。今後は、子ども・子育て支援新制度の発足・実施に向け、「子ども・子育て支援法」に基づく市町村事業計画を策定し、地域の動向を的確に把握しながら、必要な保育需要に答えられるよう、保育サービスの充実を図ることが求められます。

本市における子育てに関するニーズとしては、Smile 弘前子育てマスタープラン策定にあたり実施した「世論調査」及び「子育て中の親に対する現状等調査」の結果では、保育料の軽減や、子どもの医療費等に対する助成など、子育て家庭に対する経済的支援に対するニーズが最も高くなっています。また、核家族化の進展とともに、夫婦共働き家庭が増加傾向となっていることから、休日保育、延長保育、病児病後児保育などの多様な保育サービスを望む声もまた高く、こうしたニーズに的確に対応することが求められています。

子育てに係る経済的支援については、国・県の動向と、市の財政状況を踏まえつつ、効果的かつ持続可能な助成制度とする必要があります。また、子育て支援に関する活動を行っている市民団体・NPO、保育所・幼稚園・学校、企業、行政など、子どもと子育て家庭に関わる各主体がそれぞれの役割と責任のもとに相互に連携・協働しながら、地域での子育て支援をより一層充実させることが求められています。

<*****>

関連する図表
もしくは施策の方向性・施策の
体系を樹形図で掲示

<*****>

関連する図表

■ 子育て支援分野の戦略

施策の方向性 1

安心して妊娠・出産・子育てができるための支援の充実

少子化、核家族化の進行により、妊娠・出産・子育てについてのイメージがつきにくく、身近な相談者が見つげづらい現状において、支援を行い、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えます。

指標	*****
基準値 (H25 年度)	目標値 (H29 年度)
市民等の役割	*****

施策・指標	取組内容	計画事業一覧				
1.母子保健サービスの充実 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>指標</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>基準値 (H25 年度)</td> <td>目標値 (H29 年度)</td> </tr> </table>	指標	*****	基準値 (H25 年度)	目標値 (H29 年度)	母子保健サービスとして、訪問相談、訪問指導、健康診査等を実施し、正しい情報の提供と相談できる場を設けるとともに、支援を要する市民に対して継続的な支援を行います。	①児童手当の支給
指標	*****					
基準値 (H25 年度)	目標値 (H29 年度)					

施策の方向性 2

保育ニーズへの対応

核家族化の進展とともに、夫婦共働き家庭が増加傾向となっており、子どもの保育に対する需要が高まっていること、また、通常保育のみならず、親の多様な働き方を支援するために、休日保育、延長保育、病児病後児保育などのサービスが求められていることから、子ども・子育て支援法に基づく事業計画を策定し、保育需要に対応したサービスの提供を行います。

指標	*****
基準値 (H25 年度)	目標値 (H29 年度)
市民等の役割	*****

施策・指標	取組内容	計画事業一覧
1.保育サービスの充実	延長保育や休日保育などの特別保育	①保育所運営費

指標	****	<p>事業を充実させるとともに、保育に従事する職員の資質向上を図り、質の高い保育サービスの提供に努めます。</p>	<p>②特別保育事業 ③放課後児童対策事業</p>
基準値 (H25 年度)	目標値 (H29 年度)	<p>また、育児疲れを解消しリフレッシュするための一時預かり事業や、突発的なニーズに対応する病児病後児保育、トワイライトステイ事業等を継続し、多様な保育サービスを提供します。</p>	
		<p>同様に、学童保育についても開設時間の延長と指導員の資質向上を図り、保護者のニーズに対応したサービスを提供するほか、待機児童が生じないよう対策を講じます。</p>	

施策の方向性 3

子育てにかかる経済的負担の軽減

法に基づく各種手当の支給業務を適正かつ効率的に行います。

加えて、国・県の動向や、市の財政事業を踏まえながら、保育料の軽減や、子どもの医療費に対する助成など、市民のニーズに沿った独自の支援を行います。

指標	*****
基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)
市民等の役割	*****

施策・指標	取組内容	計画事業一覧				
1.各種手当の支給 <table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>基準値 (H25年度)</td> <td>目標値 (H29年度)</td> </tr> </table>	指標	*****	基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)	子育て家庭の経済的負担を軽減し、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として、法に基づく各種手当について適正かつ効率的に支給します。	①児童手当費（扶助費を含む）
指標	*****					
基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)					
2.医療費等への助成 <table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>基準値 (H25年度)</td> <td>目標値 (H29年度)</td> </tr> </table>	指標	*****	基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)	子ども医療費の対象年齢拡大や保育料のさらなる軽減など、国・県の動向と市の財政状況を踏まえながら、市独自の子育て家庭の経済的負担の軽減策を講じます。	①保育料の軽減 ②子ども医療費給付事業 ③母子家庭自立支援給付金（母子家庭高等技能訓練促進費等）
指標	*****					
基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)					

施策の方向性 4

心豊かに子育てすることができる環境づくり

さまざまな環境にある子育て家庭が、子どもを産み育てることに強い不安感や負担感を感じることなく心豊かに子育てできる環境を、子どもと子育て支援に関わる各主体との連携・協働により整備します。

指標	*****
基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)
市民等の役割	*****

施策・指標	取組内容	計画事業一覧				
1.多様な子育て・子育てへの応援 <table border="1"> <tr> <td>指標</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>基準値 (H25年度)</td> <td>目標値 (H29年度)</td> </tr> </table>	指標	*****	基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)	「駅前こどもの広場」を核とした地域の子育て支援機能を充実させ、子育てに対する不安感や負担感を軽減するとともに、子育てに適した住環境づくりや多子家族への支援等、市独自のさまざまな取り組みを通じて、多様な子育て・子育てを応援します。	①駅前こどもの広場運営事業 ②地域子育て支援拠点事業 ③児童館等運営事業 ④子育てスマイル（住みいる）アップ補助事業 ⑤ひろさき多子家族応援サポート事業 ⑥ワーク・ライフ・バランス啓発事業 ⑦子育て応援 BOOK にこにこひろさき作成事業
指標	*****					
基準値 (H25年度)	目標値 (H29年度)					

第三章

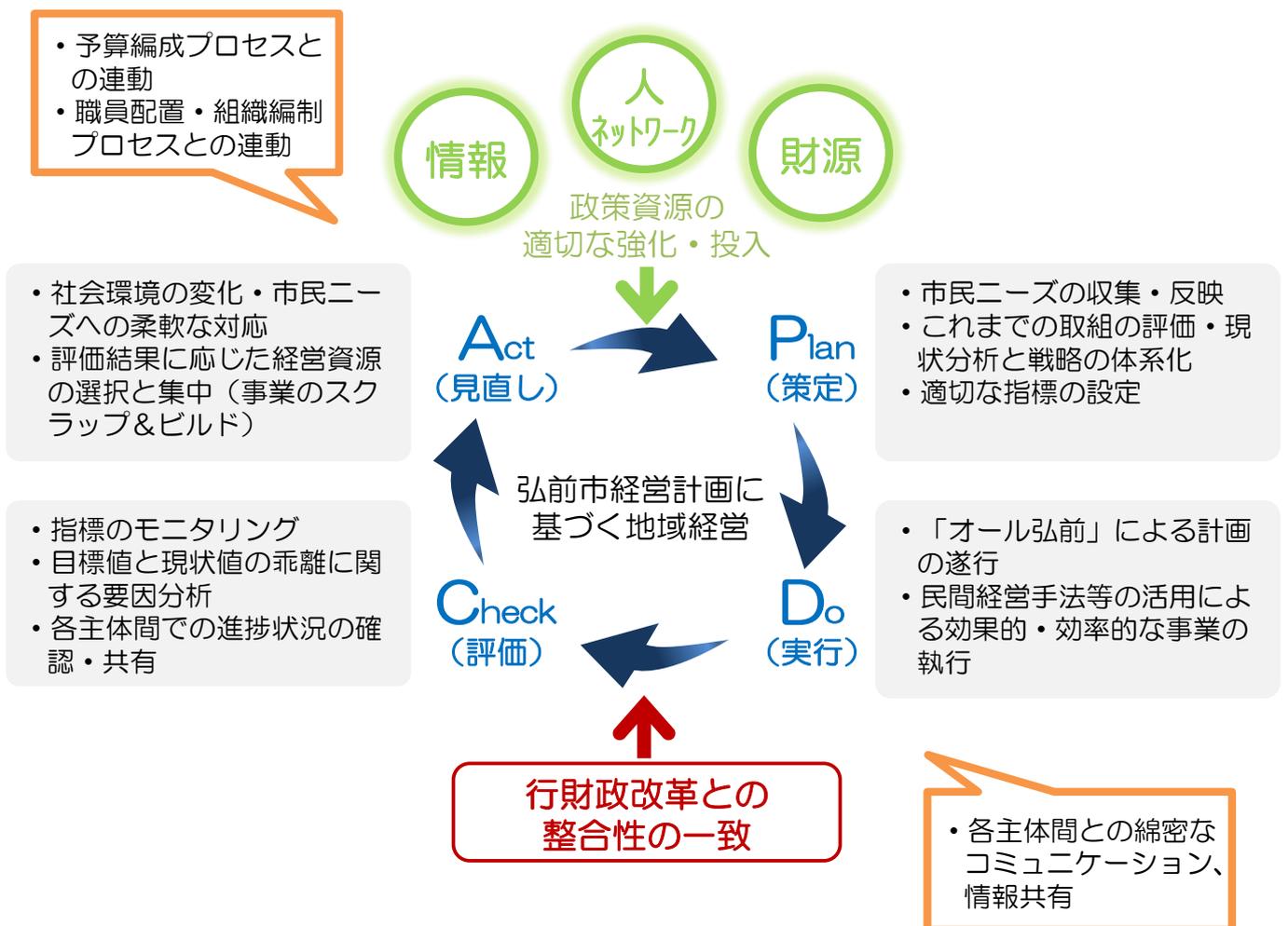
経営計画に基づく 地域経営の手法

1. 計画の推進に関する基本的な考え方

■ 計画の推進プロセスの全体像

本計画を着実に実施し、戦略をより効果的に展開するため、各主体との情報共有を図りながら、「Plan（計画の策定）」－「Do（実行）」－「Check（評価）」－「Act（見直し）」のPDCAサイクルに基づき計画の進行管理を行い、計画内容を継続的に改善・向上（スパイラル・アップ）させていきます。このサイクルは、平成26年度から平成29年度までの4年間の計画期間の中で、毎年度実施していきます。

また、PDCAサイクルの運用にあたっては、人材、財源、情報といった政策資源を適切に強化・投入することにより、計画の実効性や推進力を高めるとともに、本計画と行財政改革の方向性を整合させ、自主性・自律性・持続性の高い地域経営を行います。



<弘前市経営計画の推進プロセスの全体像>

2. 計画を効果的に推進するための方策

■ 評価・見直しの考え方

厳しい社会経済の見通しの中、多様化・複雑化する社会課題を前に、限られた政策資源を効果的・効率的に活用し、将来都市像の実現に向けて取組の効果を最大限に高めるためには、計画を適切に評価・見直していくことが必要となります。

本計画第二章の「将来都市像の実現に向けた戦略」では、地域づくりに関する各領域の戦略を「分野別政策」－「施策の方向性」－「施策」－「事務事業」という枠組みで整理し、上位・下位が目的と手段の関係となるよう体系化していますが、それぞれのレベルで次のような評価・見直しを行います。

＜戦略の全体像＞

分野別政策

施策の方向性

施策

事務事業

＜評価・見直しの内容＞

下位に紐づく施策の進捗状況、国の法制度や社会経済の動向、主要な地域課題の状況等を踏まえ、戦略の方向性や考え方が妥当かどうかを検証し、必要に応じて施策の方向性の枠組み・内容を再編

下位に紐づく事務事業の進捗状況、効果、市民のニーズ状況等を踏まえ、事業の内容や職員・予算等の資源の投入量・時期の妥当性を検証し、必要に応じて事業や施策の枠組み・内容を再編

各事業の進捗状況や指標の達成状況、上位の施策への寄与度、市民のニーズ状況等を踏まえ、事業の必要性、内容、職員・予算等の資源投入量の妥当性を検証し、必要に応じて事業を新規企画、拡充、継続、縮小、廃止

また、「作ることが目的の計画」、「評価のための評価」ではなく、真に意味のある評価・見直しを行い、計画を継続的に改善・向上させるため、以下の点を基本方針として計画の評価・見直しを行います。

＜評価・見直しの基本方針＞

- ① 施策・事務事業で掲げた指標を定期的にモニタリングし、進捗状況を定量的に把握
- ② 単に目標値の達成状況にのみ注視するのではなく、目標と現状の乖離の程度を的確に把握し、その要因を深く分析
- ③ 職員・予算等の政策資源が限られていること、全ての市民ニーズを充足することは困難であることを前提として、施策相互間の相対的な比較により、選択と集中による優先度を設定し、政策資源の投入量・タイミングを決定
- ④ 社会経済の動向等状況に即して、柔軟・機動的に対応

■ 計画の実効性・機能を強化するための方策

■ 各主体間における経営計画の理解・情報共有の推進

「地域経営」を実現するためには、本計画を中心として、各主体が密接にコミュニケーションを図り、地域づくりに関する情報や目的意識を共有することが重要です。そのため、市政懇談会やタウンミーティング等の公聴・広報機会を活用し、本計画を積極的に周知していきます。

また、計画の進捗状況の確認やその内容の評価・見直し作業は、計画の策定プロセスと同様、社会情勢等様々な背景を加味しながら、行政だけでなく市民等も含めて実施し、市議会における審議・議決を経ることとします。

■ 地域経営を担う人材の育成・活用

地域経営に関わる市民や行政職員の意識を高め、マーケティング能力や情報分析能力、コミュニケーション能力といった、地域課題の解決に向けた政策立案・地域経営能力の強化・向上を図ります。

また、民間企業や大学等の研究機関といった、外部の人材の交流・登用、あるいは外部研修への市職員の派遣等を積極的に進め、人材の流動性・多様性を確保し、革新的な政策の立案・挑戦が行われる風土を作ります。

■ 計画の推進プロセスと財政・人事組織との連動

計画の内容が着実に改善・向上することを担保するため、施策・事務事業の評価・見直しの結果に基づき翌年度の予算編成が行なわれるよう、計画と財政との連動性を確保します。

財政だけでなく、計画と行政の人事組織との連動性も確保し、課題や取組の優先度を反映した柔軟な人員配置や組織編成を行います。

第四章

事業展開プログラム

*. ***

*. ***

基本情報		詳細情報(実行プログラム)					
事業名 乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)	現状と課題 ・近年、核家族化の進行により、保護者が子育てに関する悩みや迷いを相談する相手が見つけづらくなっており、子育てをしている保護者が、身近な場所ですぐ安心して子育てに関する相談や情報の交換、仲間づくりができる機会の増進と、子育てに役立つ情報を気軽に入手できる環境をより一層充実させることが求められている。	事業の概要 ① 事業の目的・内容 <目的> 保護者が子育てに関する悩みや迷いを相談する相手が見つけづらくなっている中、多様なアプローチにより、子育て中の保護者の育児不安や孤独感の軽減を図る。 <内容> 出生通知票をもとに、助産婦・保健師等が生後4ヶ月になるまでの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供に結びつける。 ④ 指標名・算出方法 1) 家庭訪問後、子育てに関する不安や悩みの解消につながったと回答した保護者の割合(%) ⇒ 家庭訪問実施後、保護者に対するアンケート調査を実施 2) 家庭訪問実施率(%) ⇒ 生後4ヶ月までの乳児のいる世帯のうち、1年間に実際に訪問した世帯が占める割合	② 期待できる効果 乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会を確保することによって、乳児家庭の孤立化を防ぐほか、不適切な養育等の問題を早期に発見し、継続的な支援策を講じることが可能になる。				
			③ 事業実施にあたっての問題点・課題 家庭訪問には、多くの人材が必要であり、保健師・助産師・看護師等のほか、愛育班員や児童委員、子育て経験者などについて幅広く人材を発掘するとともに、必要な研修を速やかに実施することが求められる。				
			実績値 H●年度			目標値 H●年度	
			目標値 H29年度			目標値 H29年度	
重点目標 子 産 健 言							
主管課・関係課	予算・活動内容	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
		当初予算額: 0	当初予算額: 0	当初予算額: 0	当初予算額: 0		

分野別施策毎に、所謂「計画事業」の詳細を列挙